

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十三—十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(村尾栄次君) 日程第十七陳情第六十三—十三号福生市に非核都市宣言を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十三—十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(村尾栄次君) 日程第十八陳情第六十三—十四号消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十三—十四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(村尾栄次君) 日程第十九陳情第六十三—十五号消費税(新大型間接税)の導入に反対する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十三—十五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十請願第六十三—一号リクルート疑惑の真相解明と税制特別委員会設置に反対する請願書を議題といたします。

紹介議員松山 清君から本趣旨の説明を求めます。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) それでは簡単に趣旨説明をさせていただきます。

請願第六十三—一号リクルート疑惑の真相解明と税制特別委員会設置に反対する請願書に、紹介議員を代表いたしまして、趣旨説明をいたします。

リクルート・コスモス社の店頭公開前の株が政府高官関係者の秘書などにひそかに譲渡され、店頭公開直後に売却され、多額の利益が関係者に入りました。しかも、その利益には一円の税金もかからないわけであります。こうした一般の人が容易に入手できない、しかも値上がりはつきりしている株を譲り受けるということは、わいろに相当するという判断が殖産住宅事件で下されました。しかも、リクルート・コスモス社が衆議院予算委員の質問まで買収しようとしていたことも暴露されるなどもあり、今多くの国民がリクルート・コスモスの株が何のために、だれに、これから譲渡されたのか真相解明を求めています。

そのために議員証言法に基づいた証人喚問を実施することなどで真相を解明することと、消費税導入は公約違反であり、その関係法案は撤回されるべきものであることから、消費税を柱とした税制改革六法案を審議するための税制特別委員会の設置に反対を求めたものであります。

皆様の御賛同をいただきまして、本請願が採択されますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

○請願第六十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

○お諮りいたします。

○委員会審査のため明十日から二十一日までの十二日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君）御異議なしと認めます。よって明十日から二十一日までの十二日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は九月二十二日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時二十五分 散会

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君）以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。総務委員会に付託いたします。

第三回福生市議会定例会会議録（第十一号）

昭和六十三年九月二十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	田村正秋君	二番	大森進君	三番	野口秀世君
四番	浜中輝夫君	五番	須金亮次君	六番	南木繁男君
七番	佐藤慶二君	八番	林田武君	九番	在原敏子君
十番	村野和一郎君	十一番	松山清君	十二番	原藤敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	赤星行人君	十五番	齋藤巽君
十六番	井上寅吉君	十七番	上野重勝君	十八番	小野沢久君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	村尾栄次君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 須崎 進君

議事係長 島田 幸治君

臨時速記 川久保 友子君
補佐員

出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 彌八郎君

助役 古谷 徳男君 収入役 高水 求君

教育 長

企画財政部長 内田 和雄君 総務部長 浅見 裕康君

市民部長 小野 光朗君

福祉部長 石川 和夫君 建設部長 森田 進君

教育次長 古谷 正夫君

監査委員 佐藤 喜一郎君 委員長 菅 理 篠崎 寛君
事務局 長

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十三年第三回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 九月二十二日（木）午前十時

日程第一十八 議案の訂正について（出）

日程第二十八 議案第四十五号

日程第三十八 議案第四十六号

日程第四十八 議案第四十七号

日程第五十八 議案第四十八号

日程第六十八 議案第四十九号

日程第七十八 議案第五十二号

日程第八十八 議案第五十三号

日程第九十八 議案第五十四号

日程第十十八 議案第六十三号七号

日程第十一十八 議案第六十三号八号

日程第十二十八 議案第六十三号十号

日程第十三十八 議案第六十三号十二号

日程第十四十八 議案第六十三号十三号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（審査報告）

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例（審査報告）

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例（審査報告）

昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）（審査報告）

昭和六十三年年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）（審査報告）

ひまわり共同作業所に対する補助金交付に関する陳情書（審査報告）

シエネーブ条約追加議定書の加入に関する陳情書（審査報告）

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書（審査報告）

義務教育国庫負担制度の堅持と削減除外された費用の復元を求め

る陳情書（審査報告）

日程第十四 陳情第六十三—十三号
日程第十五 請願第六十三—十一号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書
リクルート疑惑の真相解明と税制特別委員会設置に反対する請願書

(審査報告)

日程第十六 議案第五十五号
日程第十七 議案第五十六号
日程第十八 議案第五十七号
日程第十九 議案第五十八号

昭和六十二年福生市一般会計決算認定について

(審査報告)

昭和六十二年福生市国民健康保険特別会計決算認定について

(審査報告)

昭和六十二年福生市老人保健医療特別会計決算認定について

(審査報告)

昭和六十二年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会

(審査報告)

計決算認定について

(審査報告)

日程第二十 議案第五十九号

昭和六十二年福生市下水道事業会計決算認定について

(審査報告)

日程第二十一 議案第六十号

昭和六十二年福生市受託水道事業会計決算認定について

(審査報告)

日程第二十二 議案第六十一号

昭和六十二年福生市伝染病院組合会計決算認定について

(審査報告)

日程第二十三 議案第六十二号

福生市助役の選任について

(審査報告)

日程第二十四 議案第六十三号

福生市教育委員会委員の任命について

(審査報告)

日程第二十五 議案第六十四号

福生市監査委員の選任について

(審査報告)

日程第二十六 議案第六十五号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任について

(審査報告)

日程第二十七 議案第六十六号

ジュネーブ四条約追加議定書への加入に関する意見書

(審査報告)

日程第二十八 議案第六十七号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

(審査報告)

日程第二十九

閉会中の継続審査申し出について

(審査報告)

日程第三十

特定事件の継続調査について

(審査報告)

昭和六十三年第三回福生市議会定例会議事日程(第四日目)

開会日 九月二十二日(木) 午前十時

昭和六十三年第三回福生市議会定例会議事日程(第四日目)

(追加その一)

追加日程第一 議案第五十号

福生市基本構想審議会条例

(審査報告)

追加日程第二 議案第四十四号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(審査報告)

追加日程第三 議案第五十一号

昭和六十三年福生市一般会計補正予算(第二号)

(審査報告)

（審査報告）
日 程 第 十 四 議 案 第 六 十 三 号 福 生 市 一 般 会 計 決 算 議 定 事 案 について
（審査報告）
日 程 第 十 五 議 案 第 六 十 四 号 福 生 市 民 健 康 増 進 課 長 補 佐 選 任 事 案 について
（審査報告）
日 程 第 十 六 議 案 第 六 十 五 号 福 生 市 老 人 保 健 課 長 補 佐 選 任 事 案 について
（審査報告）
日 程 第 十 七 議 案 第 六 十 六 号 福 生 市 計 画 課 長 補 佐 選 任 事 案 について
（審査報告）
日 程 第 十 八 議 案 第 六 十 七 号 福 生 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 について
（審査報告）
日 程 第 十 九 議 案 第 六 十 八 号 福 生 市 監 査 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 十 議 案 第 六 十 九 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 一 議 案 第 六 十 十 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 二 議 案 第 六 十 一 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 三 議 案 第 六 十 二 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 四 議 案 第 六 十 三 号 福 生 市 監 査 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 五 議 案 第 六 十 四 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 六 議 案 第 六 十 五 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 七 議 案 第 六 十 六 号 福 生 市 監 査 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 八 議 案 第 六 十 七 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 二 九 議 案 第 六 十 八 号 福 生 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 の 選 任 について
（審査報告）
日 程 第 三 十 議 案 第 六 十 九 号 福 生 市 監 査 委 員 の 選 任 について
（審査報告）

（昭和六十三年七月分例月出納検査の結果について）（別添参照）

午前十時 開議

○議長（村尾米次君） ただいまから昭和六十三年第三回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（村尾米次君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

（須崎議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）

二、意見書の提出について（別添参照）

三、議案の訂正について（別添参照）

○議長（村尾米次君） 昭和六十三年七月分例月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（村尾米次君） 以上で報告は終わりました。

○議長（村尾米次君） 本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 仲村清信君登壇）

○議会運営委員長（仲村清信君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る九月二十日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず、本会議第四日目の案件としては、新たに提出されましたものは、市長から議案の訂正を含め十二件、議会側から意見書二件が提出され、そのほかは第三日目に各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとりの順に編成いたしました。なお日程第一の議案の訂正が承認された後、直ちに総務委員会を開催していただきたい旨の委員長からの申し出を考慮し、その審査結果をまわって議案第五十号、議案第四十四号及び議案第五十一号の三案の取り扱いについて協議することといたしております。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、日程第十六につきましては、特別委員会を設置して付託審査願ひ、日程第十七から日程第二十二までにつきましては各所管の委員会に付託し、審査願うとし、日程第二

十三から日程第二十八までにつきましては慎重審査の上、即決とすることに議運としては決定いたしました。なお日程第十二、日程第十三を一括上程することといたしました。

次に、全員協議会であります。理事者からの申し入れ及び議会側の協議事項があり、議会側の協議事項は日程第十六の上程される前に開催することとし、理事者側の一件は、本会議終了後にそれぞれ開催協議願うことといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されるようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長（村尾栄次君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（村尾栄次君） これより日程に入ります。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）
暫時休憩いたします。

午前十時七分 休憩

午前十時八分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一議案の訂正についてを議題といたします。

本件について理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

○助役（古谷徳男君） 御指名をいただきましたので、自席からお許しをいただきました。議案第五十号福生市基本構想審議会条例につきまして、議案の訂正をお願いを申し上げます。

本条例につきましては、過日の総務委員会での御審議の途中におきまして不備を発見いたしましたわけでございます。大変御迷惑をおかけいたしましたので、まことに申しわけございません。どうか御訂正方よろしくお願いを申し上げます。

内容につきましては、部長の方から説明をいたさせていただきますので、よろしく願います。

○企画財政部長（内田和雄君） 自席からお許しをいただきました。訂正内容につきまして説明をさせていただきます。

第三条、組織におきまして第二項第四号に「市職員二人以内」とありますのを削除させていただきたいと存ずるものでございます。本審議会は、市長の諮問機関でございます。基本構想について市長の諮問に依り御審議をいただくもので、その性格から、市長の補助機関たる市の職員の委員としての参加はない方が望ましいということで、削除をお願いをいたします。また同項「任命する」は市職員のみにかかわりますので、削除し、さらに第三条第一項中の委員の数を「二十人以内」から「十八人以内」に直させていただきました。お願い申し上げます。

以上のとおりでございますが、このことについて大変御迷惑をおかけいたしておりますことを深く反省いたしております。何とぞよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で発言は終わりました。
議案の訂正については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案の訂正については承認することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩いたします。

午前十時十一分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二議案第四十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第四十五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、買い替えの特例は一部存続されたが、逆に言うところ認められなくなったということではないか、一般の市民レベルでの買い替えの場合には不利益になるのではないか。また、この改正の一部を専決処分しているが、六月に出ているのが当然だったと思うが、なぜ今回出てきたのかとの質疑に、改正後の方が税金は安くなる、買い替えの需要が地価の急騰の大きな原因である。都内で坪七千八百万円の土地を売った人が、こちらに来て坪百万円の土地を買うということは、何ともないといった形で、そういったものが地価の急騰に大きく影響してきたので、それに対応し土地転がしを防止するための政策的な改正である。また他市では一括して専決処分してしまったところもあるが、六十年四月一日から適用しなければならぬ分については専決処分し、あとは、できるだけ議会で審議していただくことが原則であり、それほど急がなくてもよいということで、今回提案した次第であるとの答弁がありました。

委員より、地価の急騰は大企業の土地あさりに原因があるので、この改正は焼け石に水であり、市民にとって不利益になるということもあること、また地方税法の改正によって出されていることも含めて反対であるとの意見がありました。

後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十五号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって議案第四十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第三議案第四十六号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第四十六号につきまして委員会における審査の概要

を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、対象人数とその内訳について、また障害手当の人数が前年に対し大分ふえているが、その根拠は何かとの質疑に、現在数は六百五十人で、内訳は育成手当が五百六十四人、障害手当が八十六人である。ふえた根拠は特にこれといって変わったことはないとの答弁の後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第四十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君)

日程第四議案第四十七号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君)

御指名をいただきましたので、議案第四十七号につきまして委員会における審査の概要

を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、十五カ所となった児童遊園中、借地が何園か。他市では土地有効利用の面から返還要求が地主から出されていくようだが、当市の状況はどうか。また児童遊園での借用申請の状況はどうかとの質疑に、現在、借地は八園で、返還要求は現在のところはない。児童遊園は町会等で使用貸し出しを行っているとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で委員長の報告は終わりました。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

以上で質疑を終わります。

これより議案第四十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君)

御異議なしと認めます。よって議案第四十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君)

日程第五議案第四十八号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君)

御指名をいただきましたので、議案第四十八号につきまして委員会における審査の概要

を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この手当の申請をした場合、効力の発生する日の基準と医師の証明は必要となるのかとの質疑に、申請を受けて医療機関等で確認ができれば六カ月間ということとで考慮したい。また実態を知っているのは民生委員であるので、民生委員の証言もその中で考慮したい。

また委員より、申請主義ということから心配し、手引書等をつくられてアピールをしているようだが、その成果の程度についての質疑に対し、新聞等でも取り上げていただき、民生委員に配付したり、市の窓口へ来られた際にPRを兼ねて、制度につき説明をしている。有効的に利用しており、今後十分活用したいとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君)

以上で委員長の報告は終わりました。

○議会運営委員長（仲村清信君） 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして報告いたします。

まず本日の日程に、総務委員長から結論づけられた議案及びそれに関連する議案二件の、計三件の審査報告が提出され、追加日程として組ませていただきました。

次に、日程の順序でございますが、追加された議案三件を、日程第六の次に追加し先議することといたしました。以上のとおり議運としては決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって三議案を本日の日程に追加し、先議することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 追加日程第一議案第五十号福生市基本構想審議会条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第五十号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、九月十四日に開われました委員会における御報告をいたします。

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、委員構成で市議会議員を前回、五名以内だったのを二名以内と減らしたのはなぜか。議会の意見はどこで吸収するのか。また素案は議会に提示されるのかとの質疑に、できるだけ市民の意見を伺いたい。また議会につい

ては、できるだけ具体的に意見を伺っていける機会をつくる考えであるので、今回は二名とした。最終的には議会で構想が議決されるわけなので、議会の意向が占めるウエートは大きいとの答弁がありました。

委員より、市民の代表の構成の分野とか、男女比等はどうなっているのかとの質疑に、いろいろな分野から予定しているが、必ずしも団体の長といった方にお願ひするわけではない。また具体的な人選をしていないので男女比等については申し上げられないが、できるだけ女性も多くとは考えているとの答弁がありました。

委員より、二十人とした根拠は何かとの質疑に、余り大勢の人数では話がしづらいという心理的な面も考えたためであり、全項目別の適任者を選ぶところまでは人数的に広げられないので、このようにしたとの答弁がありました。

委員より、議員の各会派が入る枠を持つか、さもなくば議員の意見を聞く場をつくるということなので、ゼロにするかとの意見がありました。

委員より、公募する考えはないかとの質疑に、その考えはないとの答弁がありました。

委員より、市民の代表の分野をもう少しふやしてほしいし、いろいろな意見が出て前に進んでいくという形を検討してほしいとの意見がありました。

さらに委員より、極めて大事なことで継続してほしいとの意見が出され、お諮りいたしましたところ、全員異議なく継続にいたしました次第であります。

引き続き本日二十二日、議案の訂正願いが承認された後の午前十時十五分より第二回目の審査を行ったわけであり

ます。冒頭、助役より発言があり、各委員からの質疑に対し、理事者より、当市における今後の問題として出てくるであろう項目を十六に絞り、各分野から委員を十六名とし、職員、議員の各二名、計二十名としたが、このうち職員二名を削ることとしたため十八名とした。また二十六市中の審議会における職員の状況は、設置しておらない市が三市、制定している二十二市のうち九市が職員が入っておらない。まちづくりのための議論の場とすると、余り大勢だと議論しにくいとも考えられ、私も原案を作成する段階で整合性を持たせる上から十六項目の、委員十六名とさせていただきます。議員の立場で行財政上からの立場でもいい意見が聞かれるので二名とした。